

改正案	現行
<p>(営業者の掲示事項)</p> <p>第七条</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げるもの以外の事項</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 省令第一条第三号に規定する温泉の含有物質又は医薬品等(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第十四条の規定により承認を受けたものに限る。)を原料とした薬湯を使用する公衆浴場にあつては、当該物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能</p> <p>ハ (略)</p> <p>(水質の基準)</p> <p>第八条 条例第四条第二項第八号の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。ただし、知事が、温泉等を使用するものであるためこの基準(大腸菌、大腸菌群及びレジオネラ属菌に関する基準並びに第三号に規定する基準を除く。)により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準によらないことができる。</p> <p>一 原水、原湯、上がり用湯及び上がり用水の水質基準</p> <p>イ〜ロ (略)</p> <p>ハ 水素イオン濃度指数は、五・八以上八・六以下であること。</p> <p>ニ 有機物(全有機炭素(TOC)の量)は、一リットル中三ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量は、一リットル中十ミリグラム以下であること。</p> <p>ホ 大腸菌は、検出されないこと。</p> <p>ク (略)</p> <p>二 浴槽水の水質基準</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 有機物(全有機炭素(TOC)の量)は、一リットル中八ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量は、一リットル中二十五ミリグラム以下であること。</p> <p>ハ〜ニ (略)</p> <p>三 (略)</p>	<p>(営業者の掲示事項)</p> <p>第七条</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げるもの以外の事項</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 省令第一条第三号に規定する温泉の含有物質又は医薬品等(薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第十四条の規定により承認を受けたものに限る。)を原料とした薬湯を使用する公衆浴場にあつては、当該物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能</p> <p>ハ (略)</p> <p>(水質の基準)</p> <p>第八条 条例第四条第二項第八号の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。ただし、知事が、温泉等を使用するものであるためこの基準(大腸菌群及びレジオネラ属菌に関する基準並びに第三号に規定する基準を除く。)により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準によらないことができる。</p> <p>一 原水、原湯、上がり用湯及び上がり用水の水質基準</p> <p>イ〜ロ (略)</p> <p>ハ 水素イオン濃度は、五・八ピエッチ以上八・六ピエッチ以下であること。</p> <p>ニ 過マンガン酸カリウム消費量は、一リットル中十ミリグラム以下であること。</p> <p>ホ 大腸菌群は、五十ミリリットル中に検出されないこと。</p> <p>ク (略)</p> <p>二 浴槽水の水質基準</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 過マンガン酸カリウム消費量は、一リットル中二十五ミリグラム以下であること。</p> <p>ハ〜ニ (略)</p> <p>三 (略)</p>